山口県保育士試験受験対策学習費用補助金の申請に係るフロー

保育士試験受験対策講座受講

↓

保育士試験受験

↓

✨ 合格 ✨

↓

保育士登録申請

↓

保育士証の交付
対象施設で保育士として勤務決定

↓

勤務開始（R7.4.1以降）

↓

県に補助金申請（月末まで）

↓

県から交付額の決定・補助金支払

受験対策講座については、保育士試験の筆記試験から起算して２年前の属する月の１日までが対象です。
　例：令和８年前期試験合格者→令和６年４月１日以降に受講した講座が対象

保育士試験合格後、登録事務処理センターに保育士登録申請を行ってください。
保育士試験に合格しても、保育士登録が完了し、保育士証が交付されるまでは保育士として働くことはできません。
なお、申請後、お手元に保育士証が届くまで２カ月程度かかりますので、ご留意ください。

対象施設において、保育士として１年以上勤務することが決定した場合、別記様式により、県に補助金申請をすることが可能です。

申請については、勤務開始日以降、その月の末日までに行ってください。
　例：令和８年４月１日から勤務する場合、令和８年４月30日までに申請

・・・ 県で申請の審査を行い、補助金の交付が認められる場合には、その旨書面にて通知し、申請のあった口座に補助金を振り込みます。